

パブリックコメント制度の概要

◆パブリックコメントとは

町が、町民生活に広く影響を及ぼす重要な施策等（条例案・規則・計画など）を立案するときに、あらかじめ案の段階で公表し町民の皆さんをはじめとする多くの方から意見等を求め、提出された意見等を考慮して、施策等の案について意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

◆目的

この制度を導入することにより、政策形成過程における構成の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の皆さんの町政への参画を促進し、町民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

◆実施機関

町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業の権限を行う町長

◆町民等（＝意見を提出できる方）

施策等の案に幅広い多様な意見を得るため、当町にお住まいの方はもとより、通勤通学される方、町内の企業や団体、その他パブリックコメント制度の対象となる事業について利害関係がある方から意見等を募集します。

◆対象

パブリックコメント制度の対象となる施策等は次のとおりです。

- (1) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (2) 町の基本的な施策を定める計画、指針等の策定又は改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃（金銭の賦課徴収に関するものは除く）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

◆公表方法

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所（所管部署、吉岡支所等）への備え付け
- (3) 上記以外にも、町広報誌への掲載などにより公表の周知に努めます

◆意見書の提出

- (1) 提出期間は、公表の日から1か月を目安として実施機関が定めます。
- (2) 提出方法は、郵便、電子メール、ファクシミリ、書面による提出とします。

◆意見等の反映

- (1) 提出された意見等を考慮して、施策等の案について意思決定を行い最終案を公表します。
- (2) 提出された意見等の概要とこれに対する町の考え方を公表します。